
第7回 日野町議会定例会会議録（第4日）

令和5年12月14日（木曜日）

議事日程

令和5年12月14日 午前10時開議

- 日程第1 議案第70号 日野町印鑑条例の一部改正について（町長）
- 日程第2 議案第71号 日野町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条例の制定について（町長）
- 日程第3 議案第72号 日野町職員の給与に関する条例の一部改正について（町長）
- 日程第4 議案第73号 日野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について（町長）
- 日程第5 議案第74号 日野町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について（町長）
- 日程第6 議案第75号 日野町下水道事業の設置等に関する条例の制定について（町長）
- 日程第7 議案第76号 日野町監査委員条例の一部改正について（町長）
- 日程第8 議案第77号 土地の無償貸付について（町長）
- 日程第9 議案第78号 令和5年度日野町一般会計補正予算（第6号）（町長）
- 日程第10 議案第79号 令和5年度日野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（町長）
- 日程第11 議案第80号 令和5年度日野町介護保険特別会計補正予算（第2号）（町長）
- 日程第12 議案第81号 令和5年度日野町簡易水道特別会計補正予算（第3号）（町長）
- 日程第13 議案第82号 令和5年度日野町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）（町長）
- 日程第14 議案第83号 令和5年度日野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）（町長）
- 日程第15 議案第84号 日野町国民健康保険税条例の一部改正について（町長）
- 日程第16 議案第85号 日野町手数料徴収条例の一部改正について（町長）
- 日程第17 議案第86号 令和5年度日野町一般会計補正予算（第7号）（町長）
- 日程第18 意見書第5号 子どものために保育士配置基準の引き上げと、労働条件改善による保育士の増員とさらなる賃金引き上げを求める意見書の提出について（議員）
- 日程第19 議員派遣の件
- 日程第20 閉会中の継続調査の申し出
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第70号 日野町印鑑条例の一部改正について（町長）
- 日程第2 議案第71号 日野町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条例の制定について（町長）
- 日程第3 議案第72号 日野町職員の給与に関する条例の一部改正について（町長）
- 日程第4 議案第73号 日野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について（町長）
- 日程第5 議案第74号 日野町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について（町長）
- 日程第6 議案第75号 日野町下水道事業の設置等に関する条例の制定について（町長）
- 日程第7 議案第76号 日野町監査委員条例の一部改正について（町長）
- 日程第8 議案第77号 土地の無償貸付について（町長）
- 日程第9 議案第78号 令和5年度日野町一般会計補正予算（第6号）（町長）
- 日程第10 議案第79号 令和5年度日野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（町長）
- 日程第11 議案第80号 令和5年度日野町介護保険特別会計補正予算（第2号）（町長）
- 日程第12 議案第81号 令和5年度日野町簡易水道特別会計補正予算（第3号）（町長）
- 日程第13 議案第82号 令和5年度日野町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）（町長）
- 日程第14 議案第83号 令和5年度日野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）（町長）
- 日程第15 議案第84号 日野町国民健康保険税条例の一部改正について（町長）
- 日程第16 議案第85号 日野町手数料徴収条例の一部改正について（町長）
- 日程第17 議案第86号 令和5年度日野町一般会計補正予算（第7号）（町長）
- 日程第18 意見書第5号 子どものために保育士配置基準の引き上げと、労働条件改善による保育士の増員とさらなる賃金引き上げを求める意見書の提出について（議員）
- 日程第19 議員派遣の件
- 日程第20 閉会中の継続調査の申し出

出席議員（10名）

- | | |
|---------|---------|
| 1番 小林良泰 | 2番 小河久人 |
| 3番 坪倉敏 | 4番 中山法貴 |
| 5番 梅林智子 | 6番 金川守仁 |
| 7番 松本利秋 | 8番 安達幸博 |

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	—————	中 田 早 文	書記	—————	茅 野 真 伍
			書記	—————	小 川 由美子

説明のため出席した者の職氏名

町長	—————	埴 田 淳 一	副町長	—————	音 田 守
教育長	—————	生 田 求	総務課長	—————	景 山 政 之
住民課長兼会計管理者	———	荒 木 憲 男	企画政策課長	—————	神 崎 猛
健康福祉課長	—————	住 田 秀 樹	産業振興課長	—————	五百川 和 久
建設水道課長	—————	音 田 雄一郎	教育課長	—————	遠 藤 律 子
代表監査委員	—————	長谷部 正 人			

午前10時00分開議

○議長（中原 信男君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は10人であり定足数に達していますので、これより令和5年第7回日野町議会定例会4日目を開会いたします。

出席議員には、例規などの確認のためタブレット端末機の使用を許可をしております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました日程のとおりであります。

日程第1 議案第70号

○議長（中原 信男君） 日程第1、議案第70号、日野町印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。

説明は初日に終わっていますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中原 信男君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中原 信男君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより日程第1、議案第70号、日野町印鑑条例の一部改正についての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中原 信男君） 起立多数。よって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第71号

○議長（中原 信男君） 日程第2、議案第71号、日野町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

説明は初日に終わっていますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

5番、梅林智子議員。

○議員（5番 梅林 智子君） 町長はこの件につきまして懲戒審査会を開いて今後その原因を徹底究明するとともに、もうこのようなことがないように図るんだという、そういうふうにおっしゃいましたが、その方針に変更はありませんか。

○議長（中原 信男君） 塚田町長。

○町長（塚田 淳一君） 議員おっしゃられて確認なんですけれども、そのとおりでございます。

○議長（中原 信男君） よろしいですか。

○議員（5番 梅林 智子君） はい、ありがとうございます。

○議長（中原 信男君） ほかにありませんか。

1番、小林良泰議員。マイクに近づけて発言してください。

○議員（1番 小林 良泰君） すみません、ちょっと二、三点くっつけて質問したいと思うんですけども……。

○議長（中原 信男君） 質疑をしてくださいよ、質疑。

○議員（1番 小林 良泰君） まず今回、町長、副町長、教育長で減額ということなんですけども、この3名で減額相当金額の合計をまず幾らかというところと、あと今回提案されてます減額

分を1か月間1割減額とした理由があればお伺いできればと思います。

○議長（中原 信男君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 今回提案させていただきました町長、副町長、そして教育長の減額の金額合わせて幾らかというのは、ちょっと私、承知してませんので補足させます。

そして、1か月ってということについてどういう尺度を持ってるのかっていうような御趣旨のお話だと思います。特に取り決められたものってというのはございません。私どものほうで判断して、これが相当かなってということで判断したところでございます。

○議長（中原 信男君） 景山総務課長。

○総務課長（景山 政之君） 引き続き今回の町長、副町長及び教育長が1か月間でございますが、100分の10減額するというので、その金額でございますが、3名合わせまして20万3,700円でございます。

○議長（中原 信男君） 1番、小林良泰議員。

○議員（1番 小林 良泰君） そうしますと、以前全協の場で町長のほうから今後継続調査されるというふうにお話しされてたんですけども、まずその不足分の足りない部分を今後どうしていくかということと、あと説明の中で再発防止の取組として体制を整えていくというふうに書かれてはいるんですが、現時点どういうふうと考えられているかということと、今後議会ですか町民に対応、体制こういうふうにしましたみたいな周知とかをされるお考えがあれば…。周知をされる御予定があるかどうかお伺いいたします。

○議長（中原 信男君） 2つほどあったと思いますが、不足分をどうする考え方かということと、再発防止の考え方ということですね。

埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 私もいろいろ解釈迷った部分もあります。町民の方に非常に御迷惑をおかけしたっていうことは確かにそのとおりです。ただ、懲戒とかこういったものがそれを補填するためにあるっていうものではないわけです、帳尻を合わせるために。そういうこともあります。ですので、算数式でイコールにするためについていうような、そういう考え方は持ち合わせておりません。ただ、町民の方、関係者の方に非常に御迷惑、御不快な部分をおかけしたっていうことですので、その部分は町の組織の立て直し、そして再発防止、そしてさらなる住民へのサービスの向上、そういったことで補填していきたいっていうふうに思います。

そしてどういう処分をしたかとか再発防止策については、またこういうふうにしますっていうことで御報告させていただきたいと思います。

○議長（中原 信男君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

4番、中山法貴議員。

○議員（4番 中山 法貴君） この議案の説明のときになんですけれども、この背景及び趣旨を町長が説明されましたが、その中でそれを読み解きますと、これをする目的としては職員全体の危機意識の高揚と、当たり前ではありますが、法令を遵守し適切な事務執行を誓う契機としたいと書いてあります。これが目的だと思います。ですので、今回のこの条例の目的は、確認ですが、責任についてではなく、職員全体の危機意識の高揚のためということで解釈というか、私どもは認識してよろしいでしょうか。

○議長（中原 信男君） 埜田町長。

○町長（埜田 淳一君） こういう事案が起こったということで、この事案についての起こった責任、こういう事態を招いた。住民の方に御不快な思い、そして関係者の方にも多大な御迷惑をおかけした部分の責任は当然あると思いますし、そういった責任をまず三役のほうで取らせていただく。それが職員にとっての危機意識の高まりであつたりにつながる、そういった思いでございます。

○議長（中原 信男君） 4番、中山法貴議員。

○議員（4番 中山 法貴君） こういった今回の件は、源泉所得税の不納付問題から発生したものです。

この源泉所得税の不納付問題なんですけど、全国で多く起こっております。私、何件か調べました。その中で、こういった市や町の市長、副市長、町で言えば町長、副町長が減俸するという責任を取る、またはそういった職員の危機感を高めるために減俸するという例はあるんですが、教育長まで減俸したという例は私が調べる限りありませんでした。教育長まで減俸するという理由を教えてください。

○議長（中原 信男君） 埜田町長。

○町長（埜田 淳一君） 端的に言いまして決裁権、そして任命権、そういう責任でございます。

○議長（中原 信男君） 中山議員、いいですか。ありますか。もう一度はできますけども。いいですか。

4番、中山法貴議員。

○議員（4番 中山 法貴君） その決裁権云々のところをちょっと分かりやすく詳しく教えてくださいませんか。

○議長（中原 信男君） 埜田町長。

○町長（埜田 淳一君） 日野町の事務執行規程、そういった中で金額においては例えば課長決裁、副町長決裁であったり教育長決裁であったり町長決裁がある。そういうことでございます。

○議長（中原 信男君） よろしいですか。

ほかに質疑……。

8番、安達幸博議員。

○議員（8番 安達 幸博君） 8番です。大変説明が不丁寧で、本当に思います。

今回の問題、先ほどの質問もこの件についてはこういう関わりがあったとか言わない限りは分からないと私は思うんです。

じゃあ、私の質問をしますね。今、急にこの中継を見ておられる方は、何か町長はしたんですかっていうようなことも思っていらっしゃると思うので、事の発端は、さきの臨時会で源泉徴収が規定どおり取っていなかった。5年間にわたって、主には議員の議員報酬の源泉徴収が取ってなかったのが総額で900万ちょいあった。それに対して、加算延滞税とかがこの間の臨時会では130万円だったということで、さきの臨時会では本当に賛成多数、僅かなことで承認をされました。しかしそのときの議論は、町長、その900万幾らは循環して返ってくるので町の実害はないけれども、延滞税等は町民の税金から出すことになるがっていうことでかなり議論が伯仲したと私は思っておりますし、私はそういう意味では1円たりとも町民の税金でそういうものは払うべきではないという立場を主張してまいりました。そのために、私は反対討論もいたしました。

その後、何の経過もなく、急に12月定例会になってこの1か月1割減俸の条例改正が出てきました。私は、これも不審に思うんです。こういう説明、こういう経過でこういう防止策を含めてやりたいという、そういうものがあって初めて責任が明確になり、この法の条例案が出てくるはずなのに、いきなりっていうのはどういう意味なのかがまず分からなかったもので、全協のときにもしっかりそれを聞きました。そうすると町長は、今経過は調べてまだ経過途中なので、職員の処分等も含めてなぜこういう結果が起こったのかもまだ明確に分らないと。それが分からないので防止策も分からないというのが今の現状だと私は思っておりますが、そういう中でこのなぜ出すんですかと問うたところ、町長はまず1割ですと。そのまずっていう、まずこの責任というのか、私にも責任がありますという、まずこの減俸の条例改正案を出す。まずっておっしゃったので、まずいうことは第二弾もあるのかと問いましたら、あるというようなニュアンスのことを言われましたが、その経過等は私は全協のときにも皆さんがおっしゃったのは、いつまでも長

引かせてはいけないということをかかなりおっしゃっておりました。ということは、そういうなぜ起こったのかということについていつまでにとかいうのをやっぱり区切りをされたほうがいいと思うんです。それも踏まえて、どういう今調べ方をしとって、まずという意味は第二弾もあるかどうかを確認をしておきたいと思います。

○議長（中原 信男君） 埜田町長。

○町長（埜田 淳一君） まずの意味と、それと今、懲戒審査会でいろいろ調査して検討してる部分、いつまでについてこのお二つだったと思います。

今回提案させていただいたのは、先ほど来からお伝えしておりますけれども、町民の方、そして関係者の皆様に多大な御迷惑をおかけした。そういう部分で私ども襟を正さないといけない。そして職員にあっては、こういったことが起こったことを本当にしっかり受け止めていただくって意味合いでさせていただいたということでございます。

まずということにつきましては、今、懲戒委員会等で、この前も全協でもお答えいたしましたけれどもどういう結果が出るか。その結果について、町長としてどういう対応をするか。そういったことはまたあるのかなっていうふうに考えております。

○議長（中原 信男君） 第二弾があるのかどうか。

○町長（埜田 淳一君） 第二弾については、その懲戒の結果を見てからということ……。懲戒の結果ってというか、懲戒の在り方、どういう結果が出たのかということ踏まえて考えていきたい、考えないといけないというふうに考えております。

審査会はできるだけ速やかにさせていただきたいと思います。進むように、結果ってどうか判断が出るように。

○議長（中原 信男君） 音田副町長。

○副町長（音田 守君） 町職員の懲戒審査会の座長をさせていただいております。

ただいまこの懲戒審査会は2回開催しております。この案件でございますけれども、本当に単純ではありますけれども深いもんがあるかと。そのような調査の内容が進んでおります。

再発防止という部分、全職員の共通認識とするためにも再発防止をしっかりと進めていく。今後の行政の在り方としてきちっと確立していくという部分で、時間を今頂戴しておる状況でございます。

先ほど町長が申しあげましたように、調査結果が出ました時点で議会のほうには説明させていただきたいと思います。それもできるだけ早い時期で議員さんのほうには、議会のほうには報告させていただきたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。以上です。

○議長（中原 信男君） 8番、安達幸博議員。

○議員（8番 安達 幸博君） 第二弾があるようでないようで、何か明確に私のほうには伝わってきません。

私どもが第二弾と思うものは、この減額補正のものに対してであります。先ほどこの金額は20万円が今度減額になるんですが、金額のどうのこうのではないんだと。補填するようなどかいうような答弁がありました。それはさきの臨時会での皆さんの反対の言葉から言えば、全く町長無視されてますよ。私もそう言った一人なんです。町民に本当にこの金額を負担させるんですかっていうところをどう責任を取るんですかと何回も誰もが聞いたときに、町長は責任はあります。責任はあるだけで、どういう取り方をするかを全くおっしゃらなかった。それで今回、こういう責任の取り方なんだと私は思いました。

しかし、その責任の取り方が大変軽いと私は思います。それは金額に対してであります。ここを第二弾でお考えになることがあるのなら、私はもう少し町長のその気持ちを尊重して待ちたいと思っております。この答弁をまずお願いします。

それから、先ほど副町長が今会議を2回行ったんだと。だけどこれの起因するものは単純であるけれども深いものがあるとおっしゃったんですが、私は単純なのは分かります。表を見れば分かったし、表の見る目が違ったし、掛け算が違ったりとかあったので単純なことは。深いものという意味はどういうことなんでしょうか、まずそれをお聞きします。

○議長（中原 信男君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 町民の方に大きな御迷惑をかけたっていう部分、その金銭的なあがない方についてちゃんと100%金銭であがないなさいよっていうような御趣旨の部分だと思いますけども、私は100%金銭であがなうっていうことは恐らく懲戒審査会の結果っていうことで要は損害賠償とかそういうようなものが発生して、それがイコールの数字になるっていうことだったらそういうことも可能かもしれませんが、その辺は分かりませんので、事、金銭的なものについてはこれをお願いしたいと思います。

要は金銭的な部分こっちへ置いといて、今、日野町の役場組織の中でこういった事案が起こってそれが5年間も続いたっていうようなこと、こういったことは決して繰り返したらいけない。それをどういうふうにして防ぐのか。さらには、そういったことが起こらない風土、土壌、体質をつくる。そして、その上で住民の方に向けてよりよいサービスをさらに提供していく。そういったことが私は必要だと思っています。

私のほうからは以上です。

○議長（中原 信男君） 音田副町長。

○副町長（音田 守君） 単純ではあるけども深いものがあるという、その深いものという部分でございます。

今回の案件だけではなくして再発防止という部分を考えて場合に、役場業務全体で考える必要があろうかと思えます。これについてはチェック機能という部分が大きな課題になろうかと思うんですが、限られた職員で業務を迅速に正確に遂行するという部分を考えて場合に非常に深いものがある。そういう意味での発言でございます。以上です。

○議長（中原 信男君） 8番、安達幸博議員。

○議員（8番 安達 幸博君） 町長の答弁は、聞けば聞くほどトーンがだんだんと私から言えば遠ざかっていっておる。この案件を全協で聞いたときには本当に反省し責任を感じていらっしゃるんだということを感じておりましたが、今は全く町長責任を感じていないじゃないかなというふうに私は受け止めるぐらいトーンが引き下がっております。臨時会から今回の説明で条例改正でしたので、議会中継はありませんでしたので、全協で説明があったときから言えば、そう時間が経過しておりません。1週間程度だと思います。その間、本当に町長は何があったんですか。こんなに遠ざかる意思決定をされる心境の変化がもしあれば教えてください。これで質問は終わります。

○議長（中原 信男君） 塚田町長。

○町長（塚田 淳一君） 重ねての御質問です。心境の変化はございません。以上です。

○議長（中原 信男君） ほかに質疑はありませんか。

9番、竹永明文議員。

○議員（9番 竹永 明文君） それでは、具体的にお聞きしたいと思います。

1点は、臨時会で補正予算で追徴金、延滞金を支払いをするということが出ました。今回は責任取って特例の条例改正が出たわけですけど、当然こういうのを出たときには、その原因とかいっちははっきりしながら、その上で反省の下でこういうことを提案されるべきだと思いますけど、いまだに今これから調査して、簡単なミスであるけど今も言ったように深いもんがあつてこれからまだ調査する。それでは町民の皆さんは理解できない。我々も理解できません。簡単なミスって、ミスしたのは分かってるわけです。当然その中で、職員にその処分の内容は別にしても職員もそれなりに処分をしながら、執行部がこういうことを提案されるいうのだったらよく分かるんですけど、その説明がいまだにない。だから不思議でいけない。多分、今日町民の皆さん見てる人もいまだに我々も理解できませんし分からないと思いますが、もう一遍。

それともう1点は、臨時議会で町の税金を使って取りあえず払うということは決定しました。それで一応その当時は追徴金と延滞金で137万5,000円だったと思うんです。特例で100万ちょっとになってます。現実には、今回三役のこれ条例で今聞きますと大方20万。ということはあとの残りの80万については町民の税金を使って払うわけですけど、それはそういうことで理解していいですね。

○議長（中原 信男君） 2つほどありましたけど、理解できましたか。

埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） まずは事案の点検、そして責任の所在、さらには改善策っていうもののそういうのを確定する作業が遅いんじゃないか。そういう確定作業を経ないうちにこういった三役の減額、そういうのは性急ではないかっていう言い方なのか、もっとスピーディーに物事をやりなさいっていうようなことだと思いますけれども、関係する部署、職員さんも随分おられる中で、やはり副町長申しましたけども単純がゆえに根が深いんです。

そして私、一番危機感を持ってますのは、いろんな何かあったときにダブルチェック、トリプルチェックをしていきますっていうようなことでいろいろな対策を講じる。そういうのが一番の根本の対策なんです。チェックをする。今回この5年間も続いたっていうのはどういうチェックがされてるのか。本当にチェック機能ができてたのか。なぜできてないのか。そういったことをやはりしっかり確認して、それをどういうふうに改善していくか。そういうところにまだ時間がかかってるっていうふうに考えております。

そしてもう1個で、いわゆる延滞税とかそういうのが百何万で、今回我々三役で20万円っていうようなものが出てきたんだけど、それを例えば差し引くとあと80万はどうなるんかっていうことでございます。

これについては、今のところどういう懲戒の結果が出るかよく分かんない状況では、大変申し訳ございませんけれども、いろんな面でそれをあがなうっていうのはなかなか厳しいっていうか、あがなう根拠っていうのもなかなか大変でございます。そういった面で、私どもは町民の方によりよいサービスをさらに提供していただくように頑張るというようなことで対応してまいりたいと思います。

○議長（中原 信男君） 9番、竹永明文議員。

○議員（9番 竹永 明文君） 9番。同僚議員が今回の目的で言われたように、危機管理の高揚とってやっぱり職員のことを考えるためだったら早急にそういう調査をしてやらないと、これをずるずる調査を延ばしとったら、町長が今回条例提案した目的とはかけ離れてきますよ。要す

るに、このままずるずると職員へ不安感、当然それが出てくるわけです。はっきりしてるんですよ。ミスでこれだけ町民の皆さん、業者、議員の皆さんに迷惑かけて、その中で百何十万という損害金を与えたわけですよ。そのためには速やかに、もう分からないことは仕方ないですよ。退職して今辞めた方に、じゃあその人を調査するというようなことはできないわけですから、今できる範囲で早急にしてやっぱり住民に説明しないと。

例えば、今言いました具体的に80万、簡単に言えば80万ですよ。当然町長は今曖昧な答弁してますけど、住民の税金、基金を崩してこれを今払ってるわけですよ、税務署に。それを住民にやっぱり分かるように説明するのが執行部の町長の責務じゃないですか。そのためには速やかに原因を追及して、処分の大小は別にして、そういうのをちゃんとして住民に説明を、理解を得ないと私はこの問題は解決しないと思いますがどう思いますか、町長。

○議長（中原 信男君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 今、審査会のほうでいろいろ調査していただいています。議員さんおっしゃられるようにそれを速度を上げて早く取りまとめていただくように、また私のほうからも伝えたいと思います。

○議長（中原 信男君） 9番、竹永明文議員。

○議員（9番 竹永 明文君） それでは3回目ですので、最後の確認をしておきたいと思います。

同僚議員が今いろいろ質疑した中で80万については今後も考える余地があるというようなことを町長は答弁されてますけど、それについて、当然いつか町民の皆さんにそれを説明しないとイケません。町民の税を使ってるわけですから、今。それについて、どういう場所でどういう説明をされるのか、それをお答えください。

○議長（中原 信男君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） いつに懲戒の審査会の結果、そしてそれを踏まえた私の判断ということになろうと思います。それにつきましては、議会のほうにまずは報告させていただくということが最初っていうか、議会のほうに報告させていただくということでございます。

○議員（9番 竹永 明文君） 私が聞いたのは、町民にこのことについての説明をどういう形でやられるんですかと。議会ではない。

○議長（中原 信男君） 分かりました。

埴田町長、今お聞きのとおりで、町民に対してこの件の説明をどういうタイミングでやるかということでございます。

埴田町長。

○町長（埜田 淳一君） 住民の代表の議会議員の方、議会に御説明をするってということまでは頭の中にございますけども、個々具体的に住民の方にどういうふうに伝えていくのかっていうのはまた検討というか、どういう伝え方がいいのかっていうのはまた考えてまいりたいと思います。

○議長（中原 信男君） ほかに質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中原 信男君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

2番、小河久人議員。

○議員（2番 小河 久人君） このたびの……。

○議長（中原 信男君） 小川議員、討論は反対の討論ですか。

○議員（2番 小河 久人君） 反対の討論です。

○議長（中原 信男君） どうぞ。

○議員（2番 小河 久人君） このたびの条例の制定について反対いたします。反対の立場で討論させていただきます。

この事案に対し、私は国のシステムが悪いまま町に下りてきて町が混乱して起きたとっておりますが、しかしながら首長である町長が責任を取るといのは致し方ないと思いますが、一つの事案に対し2度、3度も町長に処分を科すべきではないと思っています。

減額の程度についても、10分の1、1か月はあまりにも低過ぎる。責任の取り方として、姿勢の示し方として低過ぎると町民の声を聞いております。そういった意味では、私は調査結果が出てから再提案されたほうがいいんじゃないかということで反対いたします。以上です。

○議長（中原 信男君） 次に、賛成の討論はありますか。

4番、中山法貴議員。

○議員（4番 中山 法貴君） 私は、賛成の立場で討論いたします。

職員のミスにより突発的な損害が発生することはあります。例えば、職員の一人が仕事でちょっとしたミスをした。それをカバーするのに残業したとします。このケースもミスによって残業代という費用が発生し、町のお金が使われます。損害が発生します。ミスによる損害をとがめていると、このようなケースに対しても責任は誰だ、損害をどうするんだなどと言わないといけなくなります。ミスというものは、しっかり仕事をしていても出るものです。サボってミスをしたとか悪意を持って間違えたというのであれば大問題ですが、しっかり仕事をしていても出てしまったミスに関しては、私はとがめる気はありません。それにより損害が出たとしても、次から気

をつけると、その職員とか管理職に注意をすることで私はそれで終わりでよいと思っています。

ただし、今回の件におきましては、過失があったと町長が述べられました。以前ですね。今日は過失という言葉は使いませんが、以前は述べられました。過失というのは注意を怠ったという意味です。過失があったというのであれば、やはりその分は責任を取ってもらわないといけません。

さて、この条例案ですが、内容は町長、副町長、教育長の給与を1か月10%減額するというものです。目的は、条例の説明を見ると職員全体の危機意識の高揚のためとあります。責任については明確には述べられてません、この条例の説明では。つまり、この給与減額案は責任を取ってけじめをつけるためのものではないのです。職員全体の危機意識の高揚のためになんですね、今回のこの条例案は。

今回の源泉所得税の不納付問題は、現在まだ役場庁舎内で原因を調査中のことです。ですので、責任についてはこの調査が終了したときにきちんと発表されるでしょう。責任については、その発表を待ちましょう。

まとめます。過失の責任はきちんと取っていただきたいですが、それは原因調査が終わるのを待ちます。そして、この議案は責任を取ってけじめをつけ町長、副町長、教育長が減給するというものではなく、職員全体の危機意識の高揚のために町長、副町長、教育長が減給するという条例案です。これに問題があるとは思いません。賛成いたします。以上です。

○議長（中原 信男君） ほかに討論ありますか。

8番、安達幸博議員。

○議員（8番 安達 幸博君） 反対の立場で討論をさせていただきます。

本来、反対という立場に至ると全く町長は減俸しなくてもいいという解釈をされがちであります。実はずうではなくて、これでは足りないという立場も含まれておると私は思います。

今いろいろとお聞きするのにも、まだ調査中で何が原因なのか、再発防止はどうかかというものが無い以上、町長は責任が取りにくいとおっしゃっておりますので、ここは一旦否決をして白紙に戻し、改めて結果が出たときに町長が自分で考える重さの条例改正を出していただきたいという思いを込めて反対討論といたします。

○議長（中原 信男君） ほかに討論。

5番、梅林智子議員。

○議員（5番 梅林 智子君） 私は、職員に対する懲戒審査会を続けられることに反対いたします。その立場で……。

○議長（中原 信男君） 智子議員、この条例案に対する賛成か反対のことを言っていたかいないと議案のあれが。言ってください。

○議員（5番 梅林 智子君） その立場で……。

○議長（中原 信男君） 賛成……。

○議員（5番 梅林 智子君） 反対の討論です。

○議長（中原 信男君） 反対討論ですか。

○議員（5番 梅林 智子君） はい。

○議長（中原 信男君） ちょっとお待ちください。議案に対する反対討論なんですね。

○議員（5番 梅林 智子君） はい。

○議長（中原 信男君） 今、8番議員から反対討論が出ましたので、討論は反対、賛成を公平に交互に繰り返すものですから。

○議員（5番 梅林 智子君） 失礼いたしました。

○議長（中原 信男君） 確認をいたします。賛成討論はありますか。

3番、坪倉敏議員。

○議員（3番 坪倉 敏君） 3番。私は、この条例に対して賛成の立場で討論を述べます。

といいますのは、私はこれ一般質問でこれについて町長以下質問をさせていただきました。その折に、もう今既にいろいろ議論されて出ておりますいろんな諸問題が浮かび上がってきて、町民の方、それから議員の方それぞれ理解されてると思っております。これ以上、この前の一般質問でも言いましたように、魔女刈りの犯人は誰だというようなことを追及しても、これは町の行政、役場それから町民、一つもプラスになることはございません。こういうことは町長も深く反省されてますので、これから二度とこういう問題が起きないように、あえて言うならば何も松江の税務署からパンドラの箱を開けてもらいに来てもらわなくてもよかったんですよ。これはどっかで誰かがおかしいなと思って、それを進言すれば済んでたことなんです。あえてもう本当に残念ですけど、こういうことがないようにしていただきたい。私は賛成でございます。以上。

○議長（中原 信男君） 次に、反対の討論ありますか。

5番、梅林智子議員。

○議員（5番 梅林 智子君） 反対の立場で討論させていただきます。

私は、職員に対する懲戒審査会がこの後も続くことに対する抗議の気持ちとして、もう早く決着をさせたいという立場で反対いたします。

○議長（中原 信男君） 今の討論は議案に対する、この特例に関する反対というようなことでは

ないんですが、反対ということですので。

賛成の討論はありますか。

6番、金川守仁議員。

○議員（6番 金川 守仁君） 今、議員のほうから随時いろいろな議論、討論出ておりますが、私も賛成討論という形で、皆様と同意さしていただくという形で賛成の立場で討論させていただきます。

まず、大きな取り込みでいきますと、やはり町長の考え方が二転三転してどうのこうのというのがございますけども、まず先んじてやらなきゃいかんことは、私どもがしっかりと議員の立場でその金額が高いとか低いとかいうものではなくて、しっかりとその責務を町長が今後も負っていただけるということを確認いたしまして、ぜひ審査会のほうの調査のほうを進めながらでも自分の立場をもう一度お考えいただきまして、しっかりと報告のほうを受け止めたいというふうに思ひまして、賛成の討論として申し上げます。以上です。

○議長（中原 信男君） ほかに討論ありますか。

9番、竹永明文議員。

○議員（9番 竹永 明文君） 反対の立場で討論いたします。

本来ですと、反対の立場で討論というようなことは本来あり得ないというふうに私は思っております。今回の条例については執行部のほうから提案されて、我々議会がこれを新たに修正したり提案するというような内容じゃありません。ただし、今の討論を聞いておりますと、今調査中でありまして、これがやっぱりちゃんとした調査ができてから議会、住民に説明して、それでこういう責任の取り方というような条例であるべきであるので、反対の討論といたします。

○議長（中原 信男君） ほかに、次は賛成の討論になるんですが賛成の討論ありますか。

〔賛成討論なし〕

○議長（中原 信男君） それでは、討論がこれでないようですので討論を終わります。

これより議案第71号、日野町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条例の制定についての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中原 信男君） 賛成少数。よって、議案第71号は、否決されました。

日程第3 議案第72号

○議長（中原 信男君） 日程第3、議案第72号、日野町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

説明は初日に終わっていますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中原 信男君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔討論なし〕

○議長（中原 信男君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより日程第3、議案第72号、日野町職員の給与に関する条例の一部改正についての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中原 信男君） 起立多数。よって、議案第72号は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第73号

○議長（中原 信男君） 日程第4、議案第73号、日野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

説明は初日に終わっていますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中原 信男君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中原 信男君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより日程第4、議案第73号、日野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中原 信男君） 起立多数。よって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第74号

○議長（中原 信男君） 日程第5、議案第74号、日野町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題といたします。

説明は初日に終わっていますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中原 信男君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中原 信男君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより日程第5、議案第74号、日野町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定についての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中原 信男君） 起立多数。よって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第75号

○議長（中原 信男君） 日程第6、議案第75号、日野町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題といたします。

説明は初日に終わっていますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中原 信男君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中原 信男君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより日程第6、議案第75号、日野町下水道事業の設置等に関する条例の制定についての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中原 信男君） 起立多数。よって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第76号

○議長（中原 信男君） 日程第7、議案第76号、日野町監査委員条例の一部改正についてを議題といたします。

説明は初日に終わっていますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[質疑なし]

○議長（中原 信男君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

[討論なし]

○議長（中原 信男君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより日程第7、議案第76号、日野町監査委員条例の一部改正についての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中原 信男君） 起立多数。よって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第77号

○議長（中原 信男君） 日程第8、議案第77号、土地の無償貸付についてを議題といたします。

説明は初日に終わっていますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中原 信男君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

[討論なし]

○議長（中原 信男君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより日程第8、議案第77号、土地の無償貸付についての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中原 信男君） 起立多数。よって、議案第77号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第78号

○議長（中原 信男君） 日程第9、議案第78号、令和5年度日野町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

説明は初日に終わっていますので、これより質疑を行います。

最初に、歳入全般であります。12ページから13ページまでの質疑を行います。歳入の質疑ありませんか。

[質疑なし]

○議長（中原 信男君） ないようですので、次に歳出、14ページ、議会費から19ページ、衛生費までの質疑を行います。14ページから19ページまでです。

8番、安達幸博議員。

○議員（8番 安達 幸博君） 16ページ、財政調整基金、減額の1,970万1,000円。ここで積立金を積み立てようとしておったものを減額補正とすることは、積み立てしなくてもよいという判断でされたと思います。または財源調整であるべきであります。今回の補正を見ますと人事院勧告による給与改定等々が主に大きいと思われ。そういう中であって、財源を確保するには財政調整基金の繰入れは必要と思います。それを歳入のほうに入れずに減額補正、しかも減債基金積立金を減額をするという意味合いが私にはよく分からないので、この意味合いを教えてください。

○議長（中原 信男君） 景山総務課長。

○総務課長（景山 政之君） 安達議員の質問にお答えいたします。

今回、減債基金の積立金を1,970万1,000円減額するという予算を上程させていただいております。9月の時点で前年度の剰余金及び普通交付税の額が確定したことにより、収入のほうが多く予算を計上することができました。その時点で、9月につきましてもいろいろな事業につきまして御提案をさせていただいて可決をいただいたところでございますが、一般財源に若干余力が生じたので、町といたしましては将来、今後公債費等も増えていくということは推計で予定しておりますので、将来に向けてできる限りの減債基金への積立てを行いたいということで、9月時点で組ませていただきました。

このたび12月につきましては、一般財源が不足するという中で今回その積立てを予定してお

った減債基金の積立てを減らしたということでございます。9月の時点でできる限り余力がある部分で基金に積みたいという思いでございます。このたびの12月については一般財源に不足が生じたので、その余力にならない部分については積立金の額を減額してその部分で財源を調整させていただいたというものでございます。以上でございます。

○議長（中原 信男君） 一般財源が不足したというところ。

8番、安達幸博議員。

○議員（8番 安達 幸博君） それはただの経過の説明であって、なぜそこをいじったかっていう説明ではないような気がします。

9月のときに剰余金が出たので、今後借入金を早く返すとかそういったことが起きたときに必要となる減債基金に積み立てます。必要だから積み立てたんですね。ところが2か月、3か月たったらそれは違っておりまして、そんなに必要もないから財源調整で減額補正をしました。いわゆる歳出の減額補正ということは、収入に見直すことはできるんですね。ということは、さっき言いましたように本当に必要なら財政調整基金、何でも使える基金からちゃんと歳入に繰り入れて財源調整をするのが本来の総務課の在り方ではないですか。それを私はなぜしなかったんですかということを問うております。もう一度答弁をお願いします。

○議長（中原 信男君） 財政調整基金でせずに減債基金でやった意味というところを説明してください。

景山総務課長。

○総務課長（景山 政之君） 繰り返しにはなりますが、あくまでも一般財源の部分で9月に余力が生じたということで、できる部分を減債基金に積ませていただきたいという部分で積ませていただきましたが、このたびの補正では一般財源に不足が生じたので、その不足があれば積立てをしたいという部分で積み立てた減債基金を今回下げさせていただいたというところで、余力がある部分で今年度については減債基金の積立てをできる限りのところでしたという思いで、このたびの予算のほうを上程させていただいております。以上です。

○議長（中原 信男君） 8番、安達幸博議員。

○議員（8番 安達 幸博君） この質疑は、全員協議会で中継があったときも同じような議論はしました。そのときに、私は何回もおかしいではないかとか経過だけで理由が分かってないということで、議長がちゃんと今後そういうことがないように改めますというようなことは言えないのかとまで議長はおっしゃってその場が収まりましたが、私はそういう意味であえてここの議場でも言っております。

今後こういう一本柱が通ってないような、拙速がないような財源調整でなくて、きちんと意味ある財源調整をしてほしいと思うからこそあえてまた言っておりますが、そういうお考えはありませんか。検討をこれからもさしてもらおうという、今回のことじゃないですよ、これからのことを言ってます。今回のことでなく、これからそういう財源調整はしっかりと繰入れとかで考えさしてもらいますというような考えはないんですか。

○議長（中原 信男君） 景山総務課長。

○総務課長（景山 政之君） 質問にお答えいたします。

今後また雪の季節になります。除雪費等も増える予算をまたお願いすることもあるかもしれません。また、3月には定例会で予算のほうを上程させていただくようになろうかと思えます。

安達議員さんのいただいた御意見、そういったものは十分考慮しながら、今後上程については考慮しながら予算のほうを上げさせていただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（中原 信男君） そのほか質疑ありますか。

9番、竹永明文議員。

○議員（9番 竹永 明文君） 9番。15ページの総務管理費の財産管理費の中に、委託料ということで59万4,000円計上されておられます。これは今回黒坂小学校の借地を町が購入するというので上げておられますが、不動産鑑定委託料ということで不動産鑑定っていうのは建物については不動産鑑定をして購入するということはあるんですけど、土地については評価価格で大体公共事業等は進められるわけですけど、今回この土地の評価の委託をしなければいけない理由を説明ください。

○議長（中原 信男君） 景山総務課長。

○総務課長（景山 政之君） 竹永議員の御質問にお答えいたします。

通常、町が土地を購入するに当たりましては、国の公示価格や県の基準の評価額等を参考に土地のほうの購入をいたします。ただ、今回につきましては、旧黒坂小学校ということで大きな校舎があったり体育館があったりとそういった土地でございます。長年、町のほうがそちらのほうを地権者の方からお世話になり建物を建てておったわけでございますが、やはりそういう町の所有している土地を町が改めて買うという場合のケースにつきましては、今までもそういう例もなかなかございません。そういった中で地上権も発生するということで、通常の公示価格であったり基準評価額であったりそういった部分については参考にはなりますが、やはり世の中の考え方として地上権が発生している場合については幾分いろいろな係数がかかってくるというのが通

例でございます。そういった部分が町のほうでは判断できないところがございます。客観的であり公正な評価額を出すためには今回のケースにつきましては不動産鑑定が必要ということで、予算のほうを計上させていただいているというところでございます。よろしくお願ひします。

○議長（中原 信男君） 9番、竹永明文議員。

○議員（9番 竹永 明文君） 説明は理解します。

ただし、評価価格を今回出すわけですけど、土地というのは土地の上に建物が建ってれば評価っていうのは普通下がりますよね。今まで地主さんにいろいろ日野町の教育の関係で協力していただいた人に対してあえて60万も使ってそういう評価をして、多分普通の常識で言えば土地に建物が建ってれば当然土地の評価っていうのは下がります。上がる可能性があるかないかは分かりませんが、普通考えたら下がります。もう使い便利それ以外使えないわけですから、そういうことをあえて私はするのは、そこまでして委託料を組んでまでして、それが本当に町のプラスになるのかなというふうに私は疑問に思いますが、その点についてじゃあ町長にちょっと考え方ですから答えて。

○議長（中原 信男君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 恨み節じゃないんですけども、要は住民目線なんですよね。町民にとって税金を上手に使うっていうことが大事だと思います。そういった面で、おっしゃられましたように借地借家法というか地上権と借地権があるところの建物、どれだけ、普通に考えたら土地の評価額はちょっと下がるのかなと思いますけども、ただどのくらい下がるのかっていうのは分かんない。私も用地買収をやったときに近傍類似の価格とか不動産鑑定のまねごとはしたんですけどもこういう案件につきましてはやったことないし、これはやっぱり専門家に御相談して、結果としてこうだよ。それは土地所有者の方との交渉、要は町民を代表して交渉させていただくわけですから、適正な価格をもって交渉させていただきたいと思います。そのための手続だというふうに御理解いただきたいと思います。

○議長（中原 信男君） いいですか。

ほかにありませんか。

8番、安達幸博議員。

○議員（8番 安達 幸博君） 同じ案件で質問をさせていただきます。

そもそも論、この59万4,000円がなぜ上程されたかっていうところが全く説明不足であります。この3月まで使っていた小学校跡地を買いたいという意思決定をまずするとき、将来的にこの校舎、校庭等をどう使うのかっていうところをしっかりと示して初めて購入という次の

アクションに移るっていうのが筋だと思うんですが、まだ全く未定です。今、日野町リノベーションLabというものが何回かあすこで会議やあるいは実験的事業をされております。その途中経過の発表の機会もありました。しかし、それがここをどのように使うのかっていうところまで明確に出てない。そんなときに、この校舎を買いたいというのはいささか性急過ぎると思います。

この跡地利用をするときに検討委員会を立ち上げます。検討委員会でいろいろ意見も出ました。検討委員会に対して、町民の意見もいろいろありました。そのときに、今議論になっております小学校は民間の土地もあり借地であります。また、公民館も一部借地があります。このような人口減が進んでる中で同じものをずっと維持していくのは大変なので、そういう借地行政を是正するに当たっても一つのところに持ってくるのも一つの案だというような提案もありました。私はそういうものを加味しながら考えた末、ここを、旧小学校跡を拠点として今後黒坂振興に役立てるんだというのが明確に出ているならば大いに賛成をしたいと思いますが、今現在そういうものがなく、ここを買うっていうのが先行してるのがいささか疑問に思うわけです。その説明を町長お願いいたします。

○議長（中原 信男君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 議員さんのほうから今大分説明していただいたんですけども、そもそも思い返していただきたいと思います。義務教育学校を造るに当たって、旧学校用地、学校施設、どういうふうに活用したらいいかっていうことで御提言をいただき、またその御提言に基づいて説明会もさせていただきました。

事、黒坂小学校につきましては、ちゃんと地域にとっていろいろな面で有効な活用を模索していきなさいよ、ここを使いなさいよ、ここを使っていくんですよっていうことで今取り組ませていただいています。議員御指摘のように、まだそのこういう使い方、こういう施設、こういう業種とかそういうのがまだ決まってないじゃないかって言われるのはまさにまだ決まっておりませんけれども、あそこの土地を有効活用する、あの建物を有効活用していくっていうことはいささかも変更がございませんので、その底地を取得させていただきたいということで今回その底地価格について不動産鑑定をお願いするっていうことでございます。御理解いただきたいと思います。

○議長（中原 信男君） 8番、安達幸博議員。

○議員（8番 安達 幸博君） 使う用途が変更したから、急にじゃあ買いますというのはおかしいと思います。そういうふうにもう使いたいというのであれば、先ほど申し上げましたように公民館も借地であります。今やってることは、私は公民館でもできやせんかなっていうようなことも多く含んでおります。そういう意味から言ったら、やっぱり今回の提案の中に公民館もある

いは買うとか、あるいは公民館を向こうに一緒に持っていくんだとか、そういうようなものを町長がしっかりとお持ちになって大きな決断をされるべきだと私は思うんですが、そういう考えはないんですか。

○議長（中原 信男君） 埒田町長。

○町長（埒田 淳一君） そういう考え方っていうのはちょっとよく分からなかったんですけども、焦点を公民館のほうに当てていきますと提言の中にも黒坂にあるいわゆる公共的施設、そういうものを小学校のほうにまとめていくっていうようなことも将来に向かって検討したらどうかっていうような御提言もありますので、ちゃんとそういうことは頭の中にありますし、今後に向けて検討していかないといけない。その検討の経過につきましては、また議会にお諮りして進めていくっていうようなふうになろうかと思えます。以上です。

○議長（中原 信男君） ほかにありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中原 信男君） ないようですので、19ページまでの質疑は終わります。

次に、歳出、19ページ、農林水産業費から24ページ、教育費までの質疑を行います。

9番、竹永明文議員。

○議員（9番 竹永 明文君） 9番。21ページの農林水産振興費の山村振興費について質問したいと思えます。

この中に、消耗品ということで10万円。これはリバーサイドひの屋外のテントが昨年壊れたということで、これを今回倒壊のための補強のために10万ということで予算計上されてますが、これについては新年度予算に当初予算で50万という費用をかけてこれは修繕したはずですが、今回また10万かけてこれを補強するというのはどういう、ちょっと意味が分かりません。直したばかりで、まだ1シーズンもたっていないのに今回10万円で補強する。その補強の内容を説明ください。

○議長（中原 信男君） 五百川産業振興課長。

○産業振興課長（五百川和久君） 議員の御質問にお答えいたします。

補強の内容でございますが、従前ございましたテントの鉄骨、そしてテントのはりを原状に回復させていただき、使用できるように修繕、復旧したものでございます。以上でございます。

○議長（中原 信男君） いやいや、10万円の、五百川君、50万円当初予算で見て50万でテントを建てました。なおかつ今回10万円がバーベキューのテントのために予算が上がってます。この10万円の理由を教えてください。理由を教えてください。

○産業振興課長（五百川和久君） 失礼しました。

そちらの理由でございます。先ほどお答えさせていただきました、まず当初の予算で原状に回復させていただきました。そしてこのたび10万円をお願いしているところでございますが、併せて補強用の鉄骨を費用として1本2万円として5本お願いしているものでございます。こちらにつきましては、昨年度も冬期間の利用は前指定管理者で行われていたものでございますが、指定管理者が替わった後、冬期間のこちらの施設の利用も想定されるところがございます。想定されるに当たり、利用するに当たり雪はしっかりと指定管理者により落とさせていただく。そちらの徹底はさせていただきますし、指定管理者にも指導してまいります。しかしながら、冬期間どのような降雪があるのか。また、施設を安全安心に利用していただくためには、取り外し可能なような補強により施設の利便性は保ちながらこの冬の利用に備えたいと考えており、お願いするものでございます。以上でございます。

○議長（中原 信男君） 9番、竹永明文議員。

○議員（9番 竹永 明文君） 今、課長の説明である程度理解します。当然、雪の災害でこういうことが起きるっていうのはこれは想定外のことが多いわけで、それで一番大切なことは補強とか何十万もかけて直すだけでは、やっぱり指定管理に出してるわけですから、当然雪かきをしていただくとか使わないときにはテントですからテントをはぐっていただくとかをしないと、ここに倒壊防止のためということですが、去年は倒壊じゃなくてあれ雪の重みで潰れてるんですよね、雪の重さで。ということは、これも指定管理のうちなんで、やっぱりちゃんと雪かきをしていただくとか、使わないときは、テントですから上をはぐっとくとか、そういうことをしないと無駄な費用を50万、10万ってその都度かけとっても私は駄目だと思います。当然指定管理に出してるわけですから、そういう指定管理者に雪かきをちゃんとしていただく。使わないときには、場合によってはテントをはぐる。そういう指導をしていただかないと私は駄目だと思いますが、町長、私の考え方はどう思いますか。

○議長（中原 信男君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 議員のおっしゃられることはもっともだと思います。その辺、徹底っていうか、主管課っていうか、担当課のほうを通じてしっかり申し伝えたいと思います。

○議長（中原 信男君） ほかに。

8番、安達幸博議員。

○議員（8番 安達 幸博君） 同じ案件です。

従来、私どもが承知しておるのは、冬季期間はテントを外すんだというふうに承知をしております。

ます。それが規定なのか慣習なのかは分かりませんが、数年来そういうふうにしておりましたがたまたま昨年は大雪で、しかもテントを外すのを忘れてたというちょっと怠慢的なものがあって潰れてしまったというのが事案です。ここを明確化に今回されたく私はべきだと思います。冬期間はもう外すんだということを徹底されるのか、あるいは冬期間もいろんなイベントを打って使用してくださいというのか、どちらの方向性に行くのかを確認の意味でお聞きしておきます。

○議長（中原 信男君） 冬期間の設置について。

五百川産業振興課長。

○産業振興課長（五百川和久君） 議員の御質問にお答えいたします。

議員の御指摘のとおり、そのようなことをしっかり指定管理者と話をしていくことは大切なことだと思います。現在、担当課として考えておりますのは、やはり先ほどの9番議員さんからの御指摘もございましたが、まずは雪かきをしっかりしていくというところ。冬期間の利用も想定して当課はこのたび予算を提案させていただいており、上程させていただいておりますので、まずは冬期間は利用していきたい。しかしながら、場合によっては外さなければいけないようなこと、雪の状況とかも出てくるやもしれません。その辺りは担当課と指定管理者でしっかりと調整、また必要に応じて指導していきなりして、このようなこと、昨年度のようなことが起こることがないように徹底してまいりたいと考えております。

現状としては、冬期間の利用もしていきたい。それにより、日野町に人に来ていただきたいというところを考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（中原 信男君） いいですか。

そのほかありますか。

〔質疑なし〕

○議長（中原 信男君） ないようでしたら、24ページまでの教育費の質疑を終わります。

最後に、議決部分であります1ページから4ページまでの質疑を行います。質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中原 信男君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔討論なし〕

○議長（中原 信男君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより日程第9、議案第78号、令和5年度日野町一般会計補正予算（第6号）の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中原 信男君） 起立多数。よって、議案第78号は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第79号

○議長（中原 信男君） 日程第10、議案第79号、令和5年度日野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明は初日に終わっていますので、これより質疑を行います。質疑は、歳入歳出全般にわたって行います。質疑ありませんか。

[質疑なし]

○議長（中原 信男君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中原 信男君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより日程10、議案第79号、令和5年度日野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中原 信男君） 起立多数。よって、議案第79号は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第80号

○議長（中原 信男君） 日程第11、議案第80号、令和5年度日野町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明は初日に終わっていますので、これより質疑を行います。質疑は、歳入歳出全般にわたって行います。質疑ありませんか。

[質疑なし]

○議長（中原 信男君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

[討論なし]

○議長（中原 信男君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより日程第11、議案第80号、令和5年度日野町介護保険特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中原 信男君） 起立多数。よって、議案第80号は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第81号

○議長（中原 信男君） 日程第12、議案第81号、令和5年度日野町簡易水道特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明は初日に終わっていますので、これより質疑を行います。質疑は、歳入歳出全般にわたって行います。質疑ありませんか。

4番、中山法貴議員。

○議員（4番 中山 法貴君） 13ページ、歳出。総務費の一般管理費、給水管理費、需用費と工事請負費についてです。これはこの中に根雨地区等の漏水修繕が149万円含まれています。工事請負費の297万円に関しては、黒坂地区の漏水修繕工事の費用です。この根雨地区の漏水も水漏れなんですけど、これが分かったのはいつでしょうか。そして、この黒坂地区の漏水も水が漏れてると分かったのはいつでしょうか。教えてください。

○議長（中原 信男君） 音田建設水道課長。

○建設水道課長（音田雄一郎君） そうしますと、議員の御質問にお答えいたします。

まず、根雨地区の漏水につきましては夏頃から確認を取っております。具体的には8月頃から様子を見させていただきまして、修繕が必要かどうかというのを確認をしております。このたび12月補正で必要だということで上げさせていただきまして。

同じく黒坂地区の漏水工事につきましては、9月補正にて漏水調査を予算計上させていただきまして認めていただき、10月3日から11月10日にかけて漏水調査を実施いたしました。その結果を基に漏水箇所が発見できましたので、それにつきまして工事を行うということで、このたびの補正予算に上げさせていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（中原 信男君） 4番、中山法貴議員。

○議員（4番 中山 法貴君） 根雨の漏水は8月頃に分かった。黒坂も9月には分かっている、10月に調査をしたということでもあります。

漏水ですね、簡易水道の漏水。水はもう漏れてるわけですから、この修繕は緊急性があるものだと思います。もう今この瞬間にも水は漏れてますので、早く早く直さないといけない。ですので、こういった緊急性があるものについては予備費を使うですとか、あとは町長の専決処分、これ専決処分しても反対する方はいらっしやらないと思います、議員の中で。そういったものでもう早め早めに手を打って直していくということをやってもらいたかったんですが、これについて町長はどうお考えですか。

○議長（中原 信男君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 漏水、恐らく点検をし、それから住民の方からちょっと水の出がとか、あと道路面もしくは配水管が通ってるところが湿ってるとかいろんな目視とかそういうのを見つけ、さらには少し掘り返してみても、ゴムパッドっていうか接着剤とかそういうので直すとかいろんなことがあろうかと思っています。

今回の場合は、そういう議員さんおっしゃられるように、物すごい緊急性、例えばこれを直さないとそれから先のところの利水者っていうか、お宅に水が全然行ってないよっていうようなことでもなかったんじゃないかなと。ちょっとどういう状況なのかっていうのは担当課長から補足説明をさせないといけないと思います。

議員さんおっしゃるように、事、人命っていうか、生活に物すごい影響があるっていうようなそういう事態であれば、議員さんおっしゃられるように専決であったり予備費を使わせていただくっていうような御相談をさせていただきたいというふうには考えております。以降ですよ。

○議長（中原 信男君） 音田建設水道課長。

○建設水道課長（音田雄一郎君） 補足で説明をさせていただきます。

今回の漏水の修繕もしくは工事につきましては、若干の様子を見ていたというところもあります。当然ながら漏水確認した時点で素早く現在も修繕を行ってるのは、議員言っておられるとおり早急に着工しておりますが、特に根雨地区、黒坂地区、若干、黒坂地区は水位に余力がないという地区ではありますが、黒坂地区については若干全体像がつかめなかったところで漏水調査の結果を待ったというところが本音でございます。

根雨地区につきましては、今回の漏水が直に大規模な断水ですとかがつながないというふうに判断をさせていただきましたので、若干予算のほうも足りない部分がありましたので、12月の補正で間に合うんじゃないかという判断でこのたび上げさせていただいた次第でござ

ございます。

なお、水道会計には予備費っていうものをつけておりませんので、その予算の中でやりくりしながらというところなんですけど、今回はそこまで流用しなくてもよからうという判断を私のほうがさしていただきましたんで、このたびの12月議会で予算上程をさしていただくことで大丈夫だというふうに踏んで、このたび上げさしていただいた次第でございます。以上でございます。

○議長（中原 信男君） 音田課長、大事なところの質問の中でその黒坂、根雨両地区において緊急性と生活に影響するようなことではなかったのかというところはちょっと答弁が入ってないので、緊急性はなかったのかというのと生活に影響は与えなかったのか。その2点ほど答弁。

音田建設水道課長。

○建設水道課長（音田雄一郎君） このたびの件につきましては、直にそういったような重大案件につながるようなことではなかったということです。大丈夫だったという認識の下でこのたび上げさしていただいているというところでございます。

○議長（中原 信男君） 4番、中山法貴議員。

○議員（4番 中山 法貴君） こういったインフラ修繕は必ずしないといけないものですから、遅らせる意味もそれほどないです。やはり調査が終わった段階でこれ直さなきゃいけないとなれば、やはり早め早め。先ほど町長は以後は早めの対応を相談させていただくと述べられましたので、今後はそのように。特にインフラに関してはもう必ずやらなきゃいけないので、そういうふうな対応をしていただきたいと思います。答弁は結構です。

○議長（中原 信男君） ほかにありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中原 信男君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔討論なし〕

○議長（中原 信男君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより日程第12、議案第81号、令和5年度日野町簡易水道特別会計補正予算（第3号）の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中原 信男君） 起立多数。よって、議案第81号は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第82号

○議長（中原 信男君） 日程第13、議案第82号、令和5年度日野町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明は初日に終わっていますので、これより質疑を行います。質疑は、歳入歳出全般にわたって行います。質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中原 信男君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔討論なし〕

○議長（中原 信男君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより日程第13、議案第82号、令和5年度日野町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中原 信男君） 起立多数。よって、議案第82号は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第83号

○議長（中原 信男君） 日程第14、議案第83号、令和5年度日野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明は初日に終わっていますので、これより質疑を行います。質疑は、歳入歳出全般にわたって行います。質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中原 信男君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔討論なし〕

○議長（中原 信男君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより日程第14、議案第83号、令和5年度日野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中原 信男君） 起立多数。よって、議案第83号は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第84号

○議長（中原 信男君） 日程第15、議案第84号、日野町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） ただいま上程されました議案第84号、日野町国民健康保険税条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案書を御覧いただきたいと思います。これは全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律及び全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が公布されたことに伴い、日野町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては住民課長に説明させますので、御審議をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（中原 信男君） 荒木住民課長。

○住民課長兼会計管理者（荒木 憲男君） 議案第84号、日野町国民健康保険税条例の一部改正について御説明いたします。

議案書の2ページ、概要書を御覧ください。2の改正の内容です。

1点目、国民健康保険税の減額について、これは子育て世代の負担軽減、次世代育成支援の観点から、産前産後期間に係る国民健康保険税の所得割額及び被保険者均等割額を減額するものです。出産予定日または出産日が属する月の前の月から4か月間、多胎妊娠、双子以上の場合には出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間の出産被保険者分の所得割額及び被保険者均等割額について12分の1に減額するものです。

2点目としまして、出産被保険者に係る産前産後期間の減額の届出は、出産予定日の6か月前から届け出ることができることとしております。これに伴い、日野町国民健康保険税条例の一部改正を行うものです。

3、附則としまして施行期日は令和6年1月1日としております。適用区分としましては、この条例による改正後の日野町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以降の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税についてはなお従前の例によるものです。

説明は以上です。

○議長（中原 信男君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、安達幸博議員。

○議員（8番 安達 幸博君） 8番。来年1月1日から施行されるわけでありまして。本町において、この条例が適用になる人っていうのは何人ぐらいいらっしゃるのか。あるいはあった場合に直接その人にどういう周知をされるのか。ない場合も含めて、町民にどういう周知をされるのかお尋ねをします。

○議長（中原 信男君） 荒木住民課長。

○住民課長兼会計管理者（荒木 憲男君） 安達議員の御質問にお答えいたします。

今現在お一人把握しておりますので、直接御連絡をさせていただきたいと思っておりますし、今後につきましては健康福祉課とタイアップいたしまして母子手帳の交付時などに広報してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（中原 信男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中原 信男君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔討論なし〕

○議長（中原 信男君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより日程第15、議案第84号、日野町国民健康保険税条例の一部改正についての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中原 信男君） 起立多数。よって、議案第84号は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第85号

○議長（中原 信男君） 次に、日程第16、議案第85号、日野町手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） ただいま上程されました議案第85号、日野町手数料徴収条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案書を御覧いただきたいと思います。これは地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、日野町手数料徴収条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては住民課長に説明させますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（中原 信男君） 荒木住民課長。

○住民課長兼会計管理者（荒木 憲男君） 議案第85号、日野町手数料徴収条例の一部改正について説明いたします。

議案書の2ページ、概要書を御覧ください。2の改正内容ですが、1点目、本籍地以外の市区町村窓口においても戸籍（除籍）謄本の交付請求（広域交付）が可能となったことから、その発行手数料を定めるものです。

2点目としまして、戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行事務が新たに追加されることから、その発行手数料を定めるものです。現在、国で想定している戸籍電子証明書を用いた行政手続はパスポートの申請及び更新があります。

3点目としまして、戸籍の各種届出書、出生届、死亡届などに当たりますが、情報の内容証明書の交付、届出等情報の内容を表示したものの閲覧が市区町村窓口において可能となることから、その手数料を定めるものです。手数料につきましては、広域交付による交付を含む戸籍謄本等の交付は450円、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行は400円、広域交付による交付を含む除籍謄本等の発行は750円、除籍電子証明書提供用識別符号の発行は700円、届出等情報内容証明書の交付それから表示したものの閲覧については350円としております。これに伴い、日野町手数料徴収条例の一部を改正を行うものです。

なお、施行期日は令和6年3月1日としております。

説明は以上です。

○議長（中原 信男君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中原 信男君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔討論なし〕

○議長（中原 信男君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより日程第16、議案第85号、日野町手数料徴収条例の一部改正についての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中原 信男君） 起立多数。よって、議案第85号は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第86号

○議長（中原 信男君） 日程第17、議案第86号、令和5年度日野町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） ただいま上程されました議案第86号、令和5年度日野町一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

議案書を御覧いただきたいと思います。この補正予算は、歳入歳出それぞれ8,722万7,000円を追加し、予算総額を39億9,103万5,000円とするものでございます。

補正額等は2ページ、第1表、歳入歳出予算補正を御覧いただきたいと思います。

このたびの補正予算は、新型コロナウイルス感染症、ウクライナ紛争、急激な円安などが長期化する中、電力、燃料、食料品などの物価が依然高止まりしており、住民生活にも深く影響が出ていることから、経済的負担の軽減と生活の安定を図るため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、低所得世帯1世帯当たり7万円を助成する事業に4,623万5,000円。また、全ての世帯に1世帯当たり1万円分の灯油・ガソリン・LPガス購入券を配布する日野町灯油・ガソリン・LPガス購入費助成事業に1,395万円。また、県の医療機関等の物価高騰対策支援制度に乗れない自治体病院である日野病院へ、構成する3町がそれぞれ支援する

費用に836万1,000円を計上しております。

詳細につきましては総務課長から説明させていただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（中原 信男君） 景山総務課長。

○総務課長（景山 政之君） 議案第86号、令和5年度日野町一般会計補正予算（第7号）について御説明いたします。

3ページの歳入歳出補正予算事項別明細書は御覧をいただきたいと思えます。

4ページ、歳入について御説明いたします。

地方交付税は、普通交付税が臨時経済対策費などの追加配分により2,346万4,000円の増額。国庫支出金、国庫補助金、総務費補助金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について、推奨事業メニュー分が1,752万8,000円、低所得世帯支援枠分が4,623万5,000円それぞれ配分となったことにより、6,376万3,000円の増額です。

次に、5ページ、歳出について御説明いたします。

総務費、総務管理費、企画費は1,395万円の増額です。需用費は日野町灯油・ガソリン・LPガス購入費助成事業の実施に伴う購入券の印刷費用として27万4,000円、役務費は購入券の発送代として67万6,000円、負担金補助及び交付金は灯油・ガソリン・LPガス購入券を1世帯につき1万円助成する費用として交付金を1,300万円計上しております。

総務費、総務管理費、財政調整基金費は今回減債基金への積立てとして1,868万1,000円の増額です。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費は4,623万5,000円の増額です。これは低所得世帯に対し1世帯当たり7万円を給付する事業として、需用費は通知に係るコピー用紙や封筒などの費用に4万8,000円、役務費は確認書などの郵送に係る費用や口座振込手数料として18万7,000円、委託料はシステムの改修に係る費用として100万円、負担金補助及び交付金は低所得世帯に対する支援給付金として4,500万円を計上しています。

衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費は負担金補助及び交付金が物価高騰の長期化により医療機関等の光熱費などの負担増が続いており、県からの支援が受けられない自治体病院である日野病院について、構成3町で応分の支援をするための費用として836万1,000円を計上しています。

以上が令和5年度一般会計補正予算（第7号）の提案説明でございます。

○議長（中原 信男君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑は、歳入歳出

全般にわたって行います。質疑ありませんか。

8番、安達幸博議員。

○議員（8番 安達 幸博君） 8番。5ページ、総務管理費、企画費、18、負補交、これは1世帯当たりガソリン・LPガス等の高騰に対する商品券を配布するというものであります。今の御時勢に大変合っているとは思いますが、前回はガソリンであるとか灯油であるとかLPガスの購入券を配布したことがあります。そのときも1世帯幾らというものでありました。そのときに1世帯というよりは、今、暮らし応援券のように1人幾らというほうが公平ではないかという御指摘を私どももいただきまして執行部にぶつけた、意見を求めたこともあります。

今回も同じようにそういうことを考慮もせずに、同じように1世帯という限定をされて1万円というのはどういう検討をされての結果でありましょうか。お教え願います。

○議長（中原 信男君） 検討結果は。

景山総務課長。

○総務課長（景山 政之君） 昨年度に引き続き今年度も灯油、ガソリン、LPガスの購入費の助成ということでこのたび提案をさせていただいております。

ちょっと御質問の内容に上手にお答えできるか分かりませんが、このたびもやはりこれから、このたびは国の臨時国会におきまして補正予算が成立されて交付金のほうが配分になったというまず経過がございます。そういった中で日野町として何をやっていくかという部分で、やはりこれからの時期、冬期間を迎えます。燃料、灯油であったりガソリンであったりLPガスであったり当然電気料もでございますが、これについても引き続き高止まりを続けておるところがございます。こういう状況を踏まえまして、日野町といたしましてはやはりこれから寒くなる時期を住民の皆様の生活の下支えということで、昨年に続きこの時期のタイミングでこのようなものを提案させていただいているところでございます。

費用につきましては、昨年度は1世帯当たり2万円という部分でございました。今年度は1万円でございます。交付金等の絡みもございますが、今回につきましては2月1日から3月17日の1か月半という期間を現在予定しておるところでございます。その間で皆さんを支える部分ということで、このたび1世帯当たり1万円ということで考えておるところでございます。以上でございます。（発言する者あり）

すみませんでした。世帯につきましては、議員おっしゃるとおり昨年も1人当たりに配るのもよいのではないかという御意見もいただいております。そちらのほうも今回制度設計するに当たり検討はしてまいりましたが、やはり燃料という部分は各家庭で賄っていくものというふうな

考えの下、世帯に対して今年度についても1万円という結論を出さしていただいたところがございます。

○議長（中原 信男君） 総務課長、なぜ1人というところを選ばれなかったのかと、考えが。ちょっと今のは何か答弁になってないような気がするんです、8番議員の。1人当たりにしなかった検討はどうだったんですかというところを問うているみたいなので、その今回の考え方で1世帯にした理由、1人当たりにしなかった理由、その辺を明確に具体的に答えてあげたらいいと思いますけども。予算のこともあるだろうけども。

景山総務課長。

○総務課長（景山 政之君） 冬場の暖房費というところに着目を置きますと、やはり暖房で温まったりお風呂を沸かしたり料理をされたりというところで、燃料費等もかかってくる部分がございます。そういった部分を考えますと、やはり世帯として燃料費を御支援するという部分で今回考えております。お一人お一人の燃料というよりも、あくまでも世帯全体の燃料を支えるというところで、このたびも1世帯当たりというところで制度設計をさしていただいております。よろしくをお願いします。

○議長（中原 信男君） 分かりましたか。

ほかに質疑ありませんか。

4番、中山法貴議員。

○議員（4番 中山 法貴君） 同じ項目で企画費のところと同じところですが。昨年もこの灯油・ガソリン・LPガス購入券の配布というのはありました。そのときに町民の方からガソリン、灯油、LPガスに限定するのではなく、何でも使える町内商品券のほうが使いやすい、ありがたいという声もありました。町執行部にもそれは伝わっていると思います。ですが、今回は使用方法が限定されたものです。限定した理由をお聞かせください。

○議長（中原 信男君） 灯油、ガス、ガソリンに限定した理由を聞きたいということです。

景山総務課長。

○総務課長（景山 政之君） 質問にお答えします。

先ほどもお答えした内容と重複する部分もあろうかと思いますが、今回の制度設計は、やはりこのたびの交付金を受けて、今、住民さんが何が困られるかというところで、やはりこれから寒さが増してまいります。そういった部分の燃料費について、町としては支えさしていただきたいという部分がございます。そういった部分で、何でも使える商品券ではなく、やはりそういうポイントを絞った冬期間の暖房等に使っていただけるそういったものを今回助成させていただくと

いうことをございます。ということで制度設計をしております。よろしく申し上げます。

○議長（中原 信男君） 4番、中山法貴議員。

○議員（4番 中山 法貴君） ちょっと理由が今の説明ではよく分かりません。灯油、ガソリン、LPガスが必要があるのでそこを補助したいというのであれば、特に用途が決まってない商品券であっても、その住民の方が必要とされるものを自分で判断し使われますので問題ないと思います。限定されたほうがやはり使い勝手は悪い。実際に前回そういう声もあったので、その説明をきちんとしていただきたいと思います。分かりますか。

○議長（中原 信男君） 埜田町長。

○町長（埜田 淳一君） 総務課長が説明したとおりなんですけれども、もう一度繰り返しますと、やはり短い言葉で言えば、この寒い時期ですからやっぱりそこにどういう手当てをしたらいいか、エネルギー価格がまだ高い中で、暖房とかそういったものをどういうふうにして皆さん方が不安のないように暮らしていけるようにしたらいいのかっていうのが1つ。そして、やはりメリ張りのある施策をしていきたいという思いもございます。

商品券につきましては、既にもう出ささせていただいて、12月の31日まででしたっけ、そういうものがございます。今回は国の補正予算等が来ましたが、非常にタイトなんですね。年度末までについていうと非常に短い期間しか使えない。でもこの時期に一番何がこの住民生活で必要かっていうと、やっぱり暖房とか、まだガソリンも高止まりしております。電力関係は国のほうでいろいろ考えていただいているみたいなんですけれども、そういうことです。要は旬の施策、そしてメリ張りのある施策にしたいということで、こういうふうに制度設計をしたものであります。

○議長（中原 信男君） 4番、中山法貴議員。

○議員（4番 中山 法貴君） いや、何でも使える商品券にすればガソリンが必要な方はもうそれガソリンに使うんですよ。灯油が必要な方は灯油に使うんですよ。それが一番使い勝手いいじゃないですか。限定する意味が分からない。必要ない方はまた別のものを買う。冬は灯油、ガソリンが必要があるんだ、ここを補助するんだということなんですけど、それはもう個人が商品券あればやりますので、自分で考えて、それはあまり理由としてよく分からない。

あとメリ張りと言いましたが、メリ張りって全く訳が分からないですね。どういうことですか、メリ張りのあることをやりたいというのは。前は商品券だったから今回は商品券にしない。これがメリ張りだとか、よく分からないです。その辺ちょっと説明してください。

○議長（中原 信男君） 埜田町長。

○町長（埜田 淳一君） 恐らく議員さんが言われる究極の部分は現金のばらまきかなって感じは受けるんですけども、手続的にもそういったことはなかなか難しい。こういう灯油・ガソリン・LPガス購入費助成事業って昨年もさせていただきました。私の手元にはどういう使い方をされたか。全体を100にしますと灯油が63%ぐらい、ガソリンが35%ぐらい、それからLPガス2%ぐらい。皆さんそれに応じて工夫しながら使っていただいていると思います。何もたくさんチョイスっていうか項目があるほうがいいっていうんじゃないくて、ちゃんと使っているっていうふうに認識しております。（発言する者あり）

めり張りはまさに日本語のめり張りです。同じものではなくって、やっぱり特色を持たせるという意味もある、そういうふうに御理解いただきたいと思います。同じものをずっと続けるのではなくって、まさに旬を考えた一番需要、何が一番今、民生上必要なのかっていうことを考えた上での判断というふうに御理解いただきたいと思います。

○町長（埜田 淳一君） ほかにありませんか。

5番、梅林智子議員。

○議員（5番 梅林 智子君） 5ページ、保健衛生費、保健衛生総務費、これは日野病院の物価高騰対策応援金ですが、これは鳥取県が制度設計しているときに自治体病院は対象から除外されているということですが、その理由をお聞かせください。

それから、もう一つ、3町でこれを負担するという制度設計がなされておりますけれども、各町の負担についても御説明ください。他町の。

○議長（中原 信男君） 理由と負担ですね。

住田健康福祉課長。

○健康福祉課長（住田 秀樹君） お答えいたします。

鳥取県の制度から自治体病院が除外されている理由につきましては、一番大きなものが、各市町村に今回上程させていただいてます重点支援交付金が交付されているということが一番大きな理由でございます。それを使って、自治体病院については支援をしてくださいということになります。

3町の負担率でございます。運営費の負担率で計算をしております。日野町が89.7%、江府町が10%、伯耆町が0.3%でございます。以上です。

○議長（中原 信男君） お分かりになりましたか。いいですか。

5番、梅林智子議員。

○議員（5番 梅林 智子君） 金額についても御説明ください。

○議長（中原 信男君） 金額というのは予算のですか。

○議員（5番 梅林 智子君） はい。

○議長（中原 信男君） 830……。

○議員（5番 梅林 智子君） 836万円ですけれども、江府町、伯耆町、他町がその今のパーセントで幾らになるかということだけ、参考までに。

○議長（中原 信男君） 住田健康福祉課長。

○健康福祉課長（住田 秀樹君） お答えいたします。

江府町が93万2,000円、伯耆町が2万7,960円になります。以上です。

○議長（中原 信男君） そのほか質疑ありませんか。

8番、安達幸博議員。

○議員（8番 安達 幸博君） お昼が過ぎておりますが、申し訳ありませんがもう1点、2点、質問させていただきます。

5ページの負補交の1,300万について、先ほど前回の利用のパーセンテージを町長御紹介をいただきました。LPガスは少ないなとか思いましたが、そのときに、全協のときにも議論がありました。オール電化の人は今回、光熱費に対してなかなか使う場所がないということがありました。そういう部分は、先ほど町長が述べられたように、使い道からしても電気がないわけです。ですから、当然電気の人は使い道ないわけですから対象になっていないわけですから、使うことができませんが、オール電化の人はそういう意味では灯油もガソリンも何も要らないので購入することはできません。先ほどの町長のこういうところを使用されたという観点からも、そういう意味合いもしっかりと検討されたのでしょうか。

その点が一つと、次、その下の7目財政調整基金1,868万1,000円を今回また減債基金に積み立てますよという提案であります。さきの補正で申し上げましたように、9月に使うように予定して積み立てたけど、ここからちょっとこんなに積み立てなくてもいいだろうと思って減額でいわゆる収入に使ったということですが、今回はやっぱり減債は必要だったという認識の下にこれをまた新たに積み立てられるのでしょうか。そういう観点であるならば、また今度は3月いっぱいまでいろんなことが起きて、何か事業をしないといけないときにまたここを減額して財源に充てるというような手法は先ほど指摘しましたがなさないようにしていただきたいと思うんですが、このたび減債をもう一度するに当たってはやっぱり足りないという意味合いでよろしいですか。（「議長、休憩なしでずっとやっていくのか」と呼ぶ者あり）

○議長（中原 信男君） いや、ちょっと今悩んどるんですが、どういたしましょうか。（「休憩取

ったほうがいいんじゃないか、長い」と呼ぶ者あり) まだ時間はかかります。

今の質疑だけで一回区切りしましょうか。一回休憩するところまで。

皆さん、今、議員のほうからどうするんですかという問合せがありましたので、私も本当迷ってたんです。まだ時間もかかりますので、今の8番議員の質疑を終えてから一旦休憩に入りたいと思いますがよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中原 信男君) そうしますと、埴田町長、今の8番議員の質問でオール電化の人についての検討はどうしたんだということと、減債基金の考え方、この2点をお答えください。

埴田町長。

○町長(埴田 淳一君) 基金のほうについては、担当課長のほうから答えさせたいと思います。

日野町の灯油・ガソリン・LPGガス購入費助成事業について、先ほど前年の実績をお話したところであります。何を伝えたかったかっていうと、我々の一番の想定は暖房なんですけれども、ガソリンを暖房に使われるっていうのは恐らくほとんどないし危ない。でも、先ほど言いましたように、灯油が全体の63%、ガソリンが35%、LPGが2%。ガソリン結構使っていただいているな。恐らくこの地域、要は買物難民、車を手放したというような、免許証を返納したというような方がおられますけれども、やはり車っていうものを使って生活を守っておられるっていう方が随分おられるなというふうに感じました。

私も昨年、駅の前に行ったときにいい制度をつくってもらったわ、これを今満タンにしてきたわっていうようなお話もありました。

○議長(中原 信男君) 埴田町長、オール電化の人のことをどういう検討をしたかと。それだけ。

○町長(埴田 淳一君) オール電化については想定しながら、でもオール電化といっても車があったり、それから災害に備えるために灯油のストーブで、電気は最近よく切れるんでそういったものも準備されてるし、やはりそういったものに頼られる部分もあるだろうなということでオール電化も想定したんですけれども、こちらのほうの制度でいかせていただくということで判断したところであります。

○議長(中原 信男君) 減債基金は総務課長のほうで。

景山総務課長。

○総務課長(景山 政之君) 質問にお答えします。

今回の補正予算につきまして、また改めて減債基金のほうに積み立てるという予算のほうを計上させていただいております。町といたしましては、やはり将来に備えて減債基金に財源があれ

ば積んでいきたいという思いは先ほど申し上げました。

また、今回、減債基金を積むことができるようになった財源としまして、普通交付税が追加配分になったというものがございます。その中で、来年度、6年度、7年度の臨時財政対策債というものがございますが、その償還に見合う分についても先にこのたびの交付税で交付するので、減債基金に積み立てなさいというような指示のものも中にはあっております。将来に備えて減債基金積んでまいりたいと思います。

あと、先ほど述べました今後また除雪等3月の補正予算等出てまいります。やはり減債も積んでいきたいという思いは何度も申し上げております。その中で、財源が不足する分については今後の予算については財政調整基金の取崩し等、そういったものも視野に入れながらまた予算のほうを提案させていただけたらというふうに思います。

○議長（中原 信男君） ここで一旦皆さんにお諮りいたします。会議が朝から長時間にわたっておりますので、一旦ここで休憩をさせていただきたいと思いますが皆さんよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中原 信男君） それで安達議員の質疑は今1回ですので、午後から開会のときにはまたできますので、それだけは確認をしておきたいと思います。

そうしますとただいまから休憩に入りますが、再開を1時半でいいですか。1時間ほどですけどもいいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中原 信男君） そうしますとただいまから1時30分までを休憩とし、1時30分より会議を再開したいと思います。よろしくお願ひいたします。休憩します。

午後0時26分休憩

午後1時30分再開

○議長（中原 信男君） それでは再開をいたします。

午前に引き続き日程第17、議案第86号、令和5年度日野町一般会計補正予算（第7号）の質疑を行いたいと思います。

午前中、8番議員1回で終わっておりますけども、よろしいですか。

そのほか質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中原 信男君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中原 信男君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより日程第17、議案第86号、令和5年度日野町一般会計補正予算（第7号）の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中原 信男君） 起立多数。よって、議案第86号は、原案のとおり可決されました。

日程第18 意見書第5号

○議長（中原 信男君） 日程第18、意見書第5号、子どものために保育士配置基準の引き上げと、労働条件改善による保育士の増員とさらなる賃金引き上げを求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

5番、梅林智子議員。

○議員（5番 梅林 智子君）

意見書第5号

子どものために保育士配置基準の引き上げと、労働条件改善による保育士の増員とさらなる賃金引き上げを求める意見書の提出について

別紙のとおり、子どものために保育士配置基準の引き上げと、労働条件改善による保育士の増員とさらなる賃金引き上げを求める意見書を提出する。

令和5年12月14日提出

提出者	日野町議会議員	梅 林 智 子
賛成者	日野町議会議員	小 河 久 人
賛成者	日野町議会議員	竹 永 明 文
賛成者	日野町議会議員	松 本 利 秋
賛成者	日野町議会議員	中 山 法 貴

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣（こども政策）、こども家庭庁長官

子どものために保育士配置基準の引き上げと、労働条件改善による保育士の増員とさらなる賃金引き上げを求める意見書

保育所は、子育て家庭をささえる施設であり、幼い子どもの発達を保障し、いのちを守るための不可欠なものになっています。

保育所の機能拡充がすすむ一方で、職員配置や施設基準の改善はすすまず、国際的にも低い水準のまま放置され、職員の負担が増大しています。保育所での事故増大している状況などを踏まえれば、現在の配置基準は不十分であり、子どもの命と安全を守るためにも保育士増員が急務となっています。

政府は、国が直面する最大の危機である少子化を反転させるとして「こども未来戦略方針」を2023年6月13日に閣議決定しました。その中で、「75年ぶりの配置基準改善」として、(1)1歳児の子ども6人に対し保育士1人の基準を5対1にする、(2)4・5歳児の子ども30人に保育士1人の基準を25対1に改善することが盛り込まれました。

この内容を踏まえ、国におかれては、必要な財源を確保し、下記の事項について実現されるよう、強く要望します。

記

1. 「こども未来戦略方針」に示した配置基準の改善を速やかに実施すること。
2. 配置基準の改善は、対象が限定される公定価格での加算対応でなく、基準の改定で実施すること。
3. 国際的な水準を踏まえ、さらなる配置基準の引き上げに着手すること。
4. 保育士不足の状況を鑑み、各職場で増員が図れるようにするために保育士等の賃金を引き上げることをはじめとした労働条件の改善のために必要な措置をとること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和5年12月14日

鳥取県日野町議会

○議長（中原 信男君） これより意見書第5号、子どものために保育士配置基準の引き上げと、労働条件改善による保育士の増員とさらなる賃金引き上げを求める意見書の提出についての質疑

を行います。質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中原 信男君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔討論なし〕

○議長（中原 信男君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより意見書第5号、子どものために保育士配置基準の引き上げと、労働条件改善による保育士の増員とさらなる賃金引き上げを求める意見書の提出についての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり提出することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中原 信男君） 起立多数。よって、意見書第5号は、原案のとおり提出することに決定をいたしました。

日程第19 議員派遣の件

○議長（中原 信男君） 日程第19、議員派遣の件を議題といたします。

今後予定されております議員派遣については、お手元に配付しております文書のとおりであります。議員派遣の件について、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中原 信男君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、別紙のとおり決定をいたしました。

日程第20 閉会中の継続調査の申し出

○議長（中原 信男君） 日程第20、閉会中の継続調査の申し出を行います。

総務経済常任委員会委員長、教育民生常任委員会委員長、議会広報常任委員会委員長、議会運営委員会委員長より、調査中の事件についてお手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。委員長申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中原 信男君） 異議なしと認めます。よって、申出のとおり閉会中の継続調査とするこ

とに決定をいたしました。

○議長（中原 信男君） 以上で本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、閉会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中原 信男君） 異議なしと認めます。

令和5年第7回日野町議会定例会を閉会をいたします。御協力ありがとうございました。終わります。

午後1時40分閉会
